

# 第11回議会報告会



日時：令和5年11月22日（水）  
午後6時～午後8時  
会場：真鶴町民センター3階 講堂

1

## 次第

- 開会挨拶
- 出席者紹介
- 町議会の活動に関する報告
  - 議会広報特別委員会
  - 広域行政特別委員会
  - 議会運営委員会
  - 総務経済常任委員会
- 質疑応答
- 意見交換
- 閉会挨拶

2

## 開会挨拶

議長 田中俊一

3

## 出席者 紹介

1 番議員	やまざき かな 山崎 佳奈	2 番議員	かとう りょう 加藤 龍
3 番議員	むらた ともあき 村田 知章	4 番議員	くろいわ のりこ 黒岩 範子
5 番議員	あまの まさき 天野 雅樹	6 番議員	たかはし あつし 高橋 敦
7 番議員	たなか しゅんいち 田中 俊一	8 番議員	うみの ひろゆき 海野 弘幸
9 番議員	あおき たけし 青木 健	10 番議員	いわもと かつみ 岩本 克美

4

## 真鶴町議会 概要

- 条例定数 10名
- 在職人数 10名  
(令和5年11月12日補欠選挙により1名増)
- 任期 令和3年9月30日～令和7年9月29日
- 報酬
  - 議長 337,000円
  - 副議長 257,000円
  - 議員 242,000円  
(委員長の職にある者は1万円を加算)
- 期末手当
  - 6月支給 報酬月額×110%×2.2月分
  - 12月支給 報酬月額×110%×2.2月分

5

## 議会広報特別委員会

- ・ 委員の定数は5名です。
- ・ 議会だよりの編集、発行を行います。
- ・ 議会の広報を行います。

6

# 議会だより

- 年4回発行です。
- 定例会終了後、翌々月の1日に発行しています。実質1か月半の期間で編集・印刷します。
- 原稿は、議事録の要約から構成、写真まで、ほぼすべて議員によって作ります。
- 一般質問の報告は、一人半ページの枠を設けています。



7

## 8月25日 広報研修会

- 町村議会広報クリニックには委員長の村田が参加しました。
- これまで発行した議会だよりをチェックしていただき、改善点を指摘していただきました。
- 町民の皆様にご覧いただける議会だよりを目指します。



8

# 題字の募集



真鶴の小中学校の児童生徒から題字を募集しました。  
19作品の応募があり、4作品が入賞しました。  
順次、議会だよりの題字に活用いたします。

9

# 題字の表彰式



11月14日に役場の議場にて、表彰式を行いました。

10

# QRコードの多用

紙面だけでは伝えきれない情報を、ネット上でさらに詳しく知りたい方のために、QRコードを随所につけることにしました。

動画配信などにリンクしており、スマホから簡単にアクセスできます。

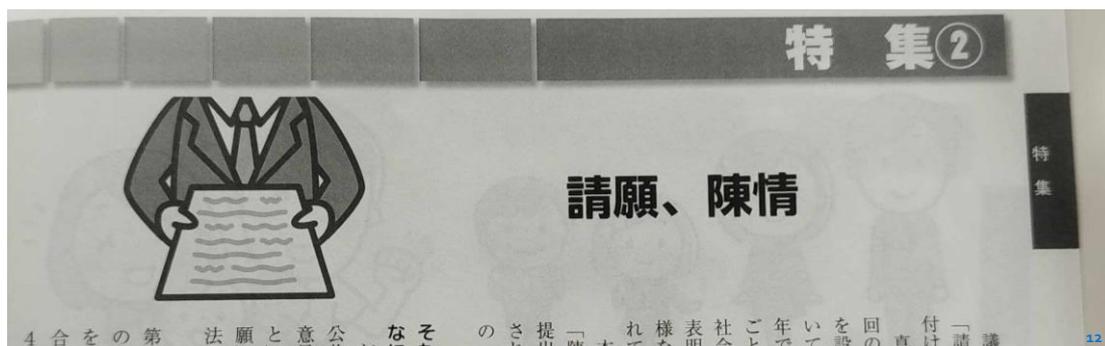


11

# 特集で解説

より深く、詳しく議会の内容を説明する特集ページを作っています。

担当を決めて、すべて議員が文章、編集を行っています。



12

# 町民と交流

もっと議会を身近に感じて  
いただくために、  
町民の皆様が登場するペー  
ジを設けました。



## 広域行政特別委員会 広域行政 特別委員会とは

### 目的

近隣の市町村と共同で行政事務を進めるための  
調査・協議調整などを所管する委員会です。

### 委員構成

定数は5名です。

委員長 海野 弘幸 (～R5. 11. 14)  
天野 雅樹 (R5. 11. 22～)

副委員長 高橋 敦

委員 加藤 龍、村田 知章、黒岩 範子

広域行政特別委員会  
湯河原町・真鶴町  
広域行政推進  
協議会

湯河原町と共同で実施、あるいは湯河原町に委託、湯河原町から受託している事務事業について、双方の執行部と広域行政特別委員会が定期的に協議をする会議体です。

具体には、し尿処理事業、火葬場事業、消防事業、下水道事業、ごみ処理事業などです。

15

広域行政特別委員会  
真鶴聖苑における  
火葬等業務委託の  
問題

令和5年度火葬場事業について委託事業の執行方法及び契約・入札手続きに不適切な事務が判明し、詳細な調査を総務経済常任委員会で進めています。

当面の措置として、火葬場事業に関して湯河原町からいただく負担金は令和4年度ベースとし、年度末に精算を行うこととなりました。

16

## 広域行政特別委員会

### 可燃ごみ共同処理 事業の協議

湯河原美化センターでは、現在、真鶴町・湯河原町のごみ処理を行っていますが、より広域化された共同処理事業に向けて、基幹設備の改良工事が進められています。

令和7年度ごろから、箱根町の可燃ごみも受け入れ始める見込みです。下郡3町による可燃ごみの共同処理に向け、費用負担などの協議が進められています。将来的には、小田原市を含めた1市3町体制になる構想です。

17

## 広域行政特別委員会

### 結びに

広域行政は、それぞれの団体がそれぞれの立場から協議を行い、地域全体としてより良い方向を目指すものです。

町が目指す方向性、各団体の公平性を鑑みながら、今後も町と連携して取り組んでまいります。

18

## 議会運営委員会 議会運営 委員会とは

### 目的

議会や委員会の運営、条例・規則等に関する事項を所管する委員会です。  
議会運営に関して、議長から諮問を受ける諮問機関の側面も持っています。

### 委員構成

定数は5名です。

委員長 海野 弘幸（～R5. 10. 6）  
天野 雅樹（R5. 10. 10～）

副委員長 黒岩 範子

委員 加藤 龍、村田 知章、高橋 敦

19

## 議会運営委員会

## 議会の運営

議会運営委員会では、議会本会議の会期日程などを協議の上、決定します。

- 定例会は年4回（3月、6月、9月、12月）と定められています。
- 令和5年は、臨時会を2回（3月、10月）開会しています。
  - 3月臨時会は水道事業会計予算の再提出に伴うものでした。
  - 10月臨時会は町選挙費の補正のほか、正副議長や委員会委員の改選を行いました。

20

## 議会運営委員会

### 請願と陳情の 取扱い

議長宛てに提出された請願・陳情は、まず議会運営委員会で取扱いを決定します。

- 令和4年は請願を1件、陳情を15件受理しました。
  - 取扱いは机上配布14件、委員会付託2件としました。
- 令和5年は、9月定例会までに請願を2件、陳情を9件受理しました。
  - 取扱いは机上配布6件、委員会付託4件、本会議即決1件となっています。

21

## 議会運営委員会

### 議会に関する 例規の制定、 改正など (条例)

議会に関する条例、規則などは、主に議会運営委員会で検討して決定します。

- 真鶴町議会の個人情報の保護に関する条例
  - 令和5年4月に施行された改正個人情報保護法では、議会がその対象から外されています。そのため、全国の議会は自律的な措置が求められることになりました。
  - 全国町村議会議長会が作成した条例例をベースに、町条例とのすり合わせを経て、真鶴町議会として個人情報を扱う決まりを策定しました。

22

議会運営委員会  
議会に関する  
例規の制定、  
改正など  
(条例)

- 真鶴町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
  - 令和4年人事院勧告では「期末手当を年間4.3月分から4.4月分に、0.1月分引き上げる」ことが勧告されました。町常勤特別職、一般職員はこれに準じて引き上げられるのが通例なので、町議会議員も合わせるのか議論された結果、「翌年度から適用」で決定・可決し、令和5年6月支給分から適用されています。
  - 令和5年人事院勧告では「期末手当（勤勉手当を含む。）を年間4.4月分から4.5月分に、0.1月分引き上げる」ことが勧告されました。今回は「支給額は据え置き」で方針決定し、所要の改正を12月定例会に提出予定です。

23

議会運営委員会  
議会に関する  
例規の制定、  
改正など  
(規則ほか)

- 真鶴町議会傍聴規則の一部を改正する規則
  - 傍聴を希望する方は傍聴券に「住所、氏名、年齢」を書くことになっていましたが、「年齢」の記入を求める意義が薄いことから、記入項目から削除しました。
- 真鶴町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程
  - 「真鶴町議会の個人情報の保護に関する条例」の運用に関して必要な細部の規定や様式を定めたものです。

24

## 議会運営委員会 議会に関する 例規の制定、 改正など (規則ほか)

- 真鶴町議会の所管に係る真鶴町情報公開条例施行規程
  - 町とは別の執行機関である「議会」においても、真鶴町情報公開条例及び同施行規則に基づいて情報公開の処理を行うことを定めたものです。
- 真鶴町議会の映像配信に関する要綱
  - 会議のインターネット配信を行う基準や配信期間を明文化したものです。

25

## 議会運営委員会 議員研修

令和5年3月13日に議員研修を開催しました。

- テーマは「地方議会議員のコンプライアンス」でした。
  - 選挙人名簿等流出に係る第三者委員会の報告書において、再発防止として議員への言及もあったためです。
- 講師には、行政法を専門とする関東学院大学法学部の今村哲也教授を招聘しました。
  - 第三者委員会で委員長も務められた方で、真鶴町情報公開・個人情報保護審査会の会長も長年お引き受けいただいている方です。
- 先生からはご自身の体験等も交え、大変有意義なご講義をいただきました。

26

## 議会運営委員会

### 結びに

円滑な議事運営の遂行に加え、町民の代表として皆様にわかりやすい議会、開かれた議会、そして信頼いただける組織となるために、誠心誠意取り組んでまいります。

27

## 総務経済常任委員会

### 総務経済常任委員会とは

#### 目的

真鶴町議会で唯一の常任委員会であり、町政全般を所管する委員会です。

#### 委員構成

定数は10名です。

議員は必ず常任委員会に所属します。

委員長 天野 雅樹（～R5.10.6）

海野 弘幸（R5.10.10～）

副委員長 加藤 龍

委員 村田 知章、黒岩 範子、高橋 敦、田中 俊一、青木 健、岩本 克美、天野 雅樹（R5.10.7～）、海野 弘幸（～R5.10.9）、山崎 佳奈（R5.11.14～）

28

## 総務経済常任委員会 付託事件の審査 (終了案件)

- (令和4年) 請願第1号 真鶴町議会の松本一彦町長に対する不信任決議案提出を求める請願書
  - 令和4年12月定例会で「採択」されました。
  - しかし、実際に提出された不信任決議案は賛成6名(特別多数議決のため7名賛成で可決)であり、否決されました。
- 令和5年度各会計予算
  - 一般会計、5特別会計、2企業会計の当初予算案を審査しました。
  - 2日間をかけて審査し、いずれの会計予算も「可決すべきもの」としました。

29

## 総務経済常任委員会 付託事件の審査 (終了案件)

- 陳情第1号 現行の(紙の)健康保険証の存続を求める陳情
  - 令和6年10月でマイナンバーカードに健康保険証を統合する政府決定を受け、従来型の健康保険証を残すよう国に意見書を提出するように求める陳情でしたが、真鶴町はマイナンバーカード普及率を高く保ち、国から地方交付税加算の優遇措置を受けたことなどを踏まえ、「不採択」となりました。
- 陳情第2号 従来型(紙)健康保険証の存続を求める意見書提出の陳情
  - 願意が陳情第1号と同じだったため、「みなし不採択」となりました。

30

## 総務経済常任委員会 付託事件の審査 (継続案件)

- 請願第2号 真鶴町議会の松本一彦町長に対する不信任決議案提出を求める請願書
  - 令和5年6月定例会で提出されましたが、リコール運動、住民投票の動向を見る必要があったため、現在まで継続審査としています。
  - 9月24日に行われた住民投票により松本町長は失職したため、提出者から取下申出書が提出されました。この12月定例会で請願撤回の許可が諮られます。
- 陳情第3号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情
  - 庁舎の政治的中立性を確保する観点から、政党機関紙の購読勧誘や集金が庁舎内で行われていないか、実態調査や庁舎管理ルールの徹底を求める陳情です。
  - 「事実確認なく判断することはできない」等の理由から継続審査とし、審査の進め方を協議しているところです。

31

## 総務経済常任委員会 所管事務の調査 (終了案件)

- 選挙人名簿閲覧時の不正撮影問題について
  - 元議員の選挙陣営が選挙人名簿閲覧時に名簿を不正に撮影し、選挙運動に利用していた問題で、町選挙管理委員会及び町顧問弁護士から報告を受けました。
  - 「公職選挙法違反による過料を科すべき」と判断し、不正撮影を行った当事者に対して過料を科すよう、町選挙管理委員会が小田原簡易裁判所に通知を送っています。
- 住民の直接請求における署名簿縦覧制度の運用について
  - 令和5年3月定例会に提出された「請願第1号 地方自治法第五章に規定される住民の直接請求における署名活動での縦覧制度の運用に係る個人情報保護の徹底を求める請願書」が本会議即決で採択されたことを受け、町選挙管理委員会に措置状況の報告を求めました。
  - 町選挙管理委員会は「真鶴町直接請求に係る請求者署名簿の縦覧に関する規程」を策定し、縦覧が行われる際の個人情報保護の対策、運用などを整備しました。

32

## 総務経済常任委員会 所管事務の調査 (継続案件)

- 個人情報保護対策等について
  - 選挙人名簿等流出を受けた第三者委員会報告及び監査報告の内容から、個人情報保護対策等の措置状況について継続的に調査を続けています。
  - ハード面では、庁舎・書庫への入退室管理システムの導入、防犯カメラの設置などの整備が進められています。
  - ソフト面では、外部講師を招聘した職員向けコンプライアンス研修が定期的開催されています。
- 港湾管理事業について（後述）
- 火葬場事業について（後述）

33

## 総務経済常任委員会 港湾管理事業に ついて

- 令和4年12月、議員に寄せられた情報提供から発覚し、現在も調査を続けています。
- 町が神奈川県から指定管理を受けている真鶴港について、人員不足等を理由に令和6年4月からの受託を辞退する旨、町長が県知事に申し出ていることが判明しました。
  - これは、町議会や港湾利用団体に相談なく、執行部の独断でした。
- 県は町の申し出を受け、「真鶴港の管理は真鶴町が行う」と規定していた県条例を改正。令和5年8月29日、令和6年4月から町の執行体制が安定するまでは、県が真鶴港を直接管理することが発表されました。
- 真鶴港は真鶴町の産業・観光を支える大切な場所です。再び町が管理を行うことができるよう、議会としても執行体制づくりに尽力してまいります。

34

## 総務経済常任委員会 火葬場事業について

- 令和5年3月、予算審査の中で発覚し、現在も調査を続けています。
- 問題1 “随意契約”ありきの執行
  - 町は、火葬等業務委託を長年受託していた業者から「撤退」の申し出を受け、火葬炉管理業者と当該委託に関しても随意契約を結ぼうとしていました。しかし、他の業者からも見積書の提出を受け、かつ、指名参加の申し出を受けていたことがわかりました。
  - 本来であれば地方自治法が定めたように「入札」を原則とし、公平公正に業者選定を行うべきところ、1.5倍の予算をかけてまで特定業者との随意契約を進めようとしていたことが問題視されました。

35

## 総務経済常任委員会 火葬場事業について

- 問題2 規則違反の“最低制限価格”
  - 町は、執行方法を入札に切り替えて事務を進めましたが、町はこの入札において最低制限価格を設定しました。これにより、2業者が失格となりました。
  - しかし、最低制限価格を設けることができる要件として、地方自治法施行令では、平成22年改正で「工事又は製造その他についての請負契約」となっていましたが、町契約規則はそれに合わせた改正が漏れており、「予定価格500万円を超える工事又は製造の請負契約」としたままでした。
  - 町は普段、委託に関する入札では最低制限価格を設けることをしておらず、今回特に設定したことで、規則に違反した最低制限価格を設けたことになってしまいました。
- 問題1と2が合わさることで、事業費全体が高く振れてしまいました。
- 火葬場事業は湯河原町との広域事業なので、両町の財政負担が少しでも抑えられるよう、町では事業設計の見直しを進め、業者と変更契約の協議を進めています。

36

## 質疑応答

- 先ほどの各委員会報告、又は所管事項に関する質問を受け付けます。
- 町の予算、決算等に関する事項についても、議会が答えられる範囲であれば質問を受け付けます。
- 質疑は、一問一答方式とさせていただきます。
- 質問はできる限り簡潔に時間はおひとり、3分以内にまとめていただくようお願いいたします。
- 自治会名やお名前を言う必要はありません。

37

## 意見交換

- 発言は、一問一答方式とさせていただきます。
- 質問はできる限り簡潔に時間はおひとり、3分以内にまとめていただくようお願いいたします。
- 自治会名やお名前を言う必要はありません。

38

## 閉会挨拶

副議長 海野弘幸

39

議会報告会は  
閉会いたしました

ご来場ありがとうございました。  
お忘れ物のないようにご退場ください。

40